

埼玉県地域保健医療計画(第7次)に係る「圏域別取組」策定指針

(平成29年11月2日 保健医療部長決裁)

1 圏域別取組の策定の趣旨等

(1) 策定の趣旨

二次保健医療圏(以下「圏域」という。)ごとに設置されている地域保健医療・地域医療構想協議会(さいたま保健医療圏はさいたま地域保健医療協議会)(以下「協議会」という。)は、設置要綱に基づき、各圏域において、埼玉県地域保健医療計画(以下「計画」という。)を推進することとされている。

圏域別取組は、計画を地域の実情に応じて、市町村、地域の医療機関や保健医療・福祉関係団体等の協力を得て着実に推進するため、圏域における重点課題を解決するための具体的推進方策を示すものである。

(2) 圏域別取組の性格等

ア 計画を踏まえた各圏域における重点課題の具体的推進方策として位置付けるものである。

イ 圏域内の市町村、保健医療・福祉関係団体等との合意に基づく、具体的な取組とその推進方策を示すものである。したがって、圏域内の関係者には、積極的に協力していく役割が求められるものである。

ウ 圏域内の保健所及び福祉事務所が実施する取組のみならず、市町村、保健医療・福祉関係団体等が主体となって実施する取組も含むものである。

2 圏域別取組の対象区域等

圏域別取組の対象区域は、「埼玉県地域保健医療計画(第7次)策定指針」(以下「策定指針」という。)に定める圏域を単位とする。ただし、取り組む事業の性質や地域の実情に応じて、所管区域の隣接する保健所がそれぞれ情報の共有を図るとともに、相互に協力して同一施策の推進に取り組むことを妨げない。

3 圏域別取組の選定等

(1) 検討に当たっての留意点

協議会の事務局を置く保健所(以下「協議会事務局機関」という。)の長は、医療計画に関する国の基本方針や通知、策定指針及び計画素案、その他関係計画との整合などを踏まえつつ検討を行うものとする。

なお、協議会事務局機関以外の保健所は、当該圏域のうち所管区域に係る検討に主体的に参画するものとする。

(2) 圏域別取組の選定対象及び項目数

協議会事務局機関の長は、地域の実情に応じて、圏域別取組に係る協議項目を選定するものとする。

ア 圏域別取組の項目数は、二次保健医療圏ごとに概ね4項目以上を選定するものとする。

イ 選定対象ごとの項目数

(ア) 策定指針の「埼玉県地域保健医療計画（第7次）の構成骨子」（以下「構成骨子」という。）の以下に該当する節から2項目以上。ただし、「第3章在宅医療の推進」は必須とし、「第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備」及び「第2章 事業ごとの医療提供体制の整備」に該当する節から1項目以上選定する。

第3部 医療の推進

第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備

第2章 事業ごとの医療提供体制の整備

第3章 在宅医療の推進

第4章 医療従事者等の確保

(イ) 構成骨子の以下に該当する節から2項目以上。

第2部 暮らしと健康

第1章 ライフステージに応じた健康づくり

第2章 疾病・障害とQOLの向上

第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生

第3部 医療の推進

第5章 医療の安全の確保

(3) 検討の対象としない事項

県全域を総合的に検討すべき施策（例えば、三次保健医療圏（県全域）における医療提供体制の整備や保健医療圏及び基準病床数など）については、原則として検討の対象としない。

(4) 保健医療の現状に関する情報の収集と整理

協議会事務局機関の長は、検討事項について、それぞれ圏域内の保健所が把握している管内の状況や取組の評価を行い、達成に役立った要因、達成を阻害する要因などの検証を行うものとする。

(5) 課題の抽出

協議会事務局機関の長は、(4)によって収集・整理した情報について、圏域内の協議会事務局機関以外の保健所と認識の共有を図るとともに、圏域

全体を捉えた広域的な視点から地域における課題を検討・抽出するものとする。

(6) 解決方策の視点

協議会事務局機関の長は、課題の解決方策について、様々な視点から検討するものとする。例として、地域にないものを補う、既にある医療提供体制を見直すなど、地域の実情に応じた方策を検討するものとする。

(7) 圏域別取組に係る協議事項の絞り込み

協議会事務局機関の長は、(6)で検討した解決方策について、実現性、重要度、費用対効果などを考慮し、圏域別取組に係る協議項目を絞り込むものとする。

4 圏域別取組の策定

(1) 圏域別取組の構成等

圏域別取組案（以下「取組案」という。）は、別紙「圏域別取組の構成骨子等」に基づき作成するものとする。

(2) 圏域別取組の策定体制

圏域別取組案の素案は、各協議会事務局機関の長が作成するものとする。協議会事務局機関以外の保健所は、当該圏域のうち所管区域に係る取組案の作成に主体的に参画するものとする。

(3) 市町村、保健医療・福祉関係団体等の協力体制の確保

協議会事務局機関の長は、取組案の作成に当たり、圏域内の市町村、保健医療・福祉関係団体等に対して協力の依頼を行うものとする。

(4) 市町村、保健医療・福祉関係団体等が策定した関連計画との整合性

協議会事務局機関の長は、取組案について、管内市町村の基本計画や保健医療・福祉に関わる計画の内容との整合が図られるよう必要な調整を行うものとする。このほか、保健医療・福祉関係団体等の事業計画等との整合についても必要な調整を行うものとする。

(5) 主務課等との調整

協議会事務局機関の長は、取組案の検討を行うに当たり、当該取組案に関係する本庁主務課との情報交換を密にし、同課が所管する施策等との整合性が図られた取組案となるよう留意するものとする。

また、圏域間の連携が必要な取組については、各協議会事務局機関相互の情報交換、連絡調整にも十分配慮するものとする。

(6) 圏域別取組案の協議会への協議・決定

取組案は、協議会事務局機関の長が協議会の協議を経て、決定するものとする。

(7) 圏域別取組の報告

協議会事務局機関の長は、圏域別取組を決定したときは、決定までの経緯及び協議会における取組案の協議の際の主な意見を添えて別に指定する期日までに保健医療部長（保健医療政策課政策企画担当）に報告するものとする。

なお、提出資料は別紙のとおりとする。

5 圏域別取組の策定スケジュール

圏域別取組の策定スケジュールは、次のとおりとする。

平成29年11月 「圏域別取組」策定指針の策定（保健医療部長）
保健所担当者会議（説明会）の開催

11月～3月 協議会事務局機関及び各圏域内保健所による検討
医療計画に関する国の基本方針や通知、策定指針及び
計画素案などを踏まえ、圏域別取組素案の協議
取組案（圏域別取組に係る協議項目の選定、現状と課
題、施策の方向（目標）及び具体的なプロセスなど）の
作成
必要に応じ、市町村や関係団体を交え検討

3月 埼玉県地域保健医療計画（第7次）公表

5月～6月頃 圏域別取組案の再協議（協議会）
「圏域別取組」決定（協議会事務局機関の長）
保健医療部長へ報告（協議会事務局機関の長→保健医療
部長）

別紙

圏域別取組の構成骨子等

(様式1を参照・詳細版)

- ① 圏域の基本指標等（県値を含む）
 - ・人口総数
 - ・人口増減率（見込み）（H30～H35）
 - ・年齢3区分別人口
 - ・出生率（人口千対）
 - ・死亡率（人口千対）
- ② 現状と課題
- ③ 施策の方向（目標）
- ④ 主な取組及び内容（具体的なプロセス）
- ⑤ 実施主体

(様式2を参照・簡易版)

- ① 圏域の基本指標等（県値を含む）
 - ・人口総数
 - ・人口増減率（見込み）（H30～H35）
 - ・年齢3区分別人口
 - ・出生率（人口千対）
 - ・死亡率（人口千対）
- ② 施策の方向（目標）
- ③ 主な取組
- ④ 実施主体